

パブリック・コメント手続（意見募集）

地域包括支援センターの人員等に関する
基準を定める条例の改正に伴うパブリッ
ク・コメント手続の実施について

意見募集期間

平成29年(2017年)

7月10日(月)～7月31日(月)

問い合わせ先：横須賀市 福祉部 高齢福祉課
電話 046-822-9613(直通)

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続きにあたって

地域包括支援センターの人員等に関する基準について、国の省令(以下「基準省令」といいます。)の改正に伴い、本市の条例を改正します。

このたびのパブリック・コメント手続は、次の条例改正について、ご意見を募集するものです。

<改正する条例>

地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

【目次】

◆地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の改正の内容について.....	3
◆意見の提出方法.....	4

◆地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の改正の内容について

1 改正された基準省令と対応する条例

基準省令	介護保険法施行規則の一部を改正する省令 平成29年厚労省令48号 平成29年3月31日公布 平成29年3月31日施行
対応する条例	地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

2 改正する概要

(1) 意見募集の趣旨

本年3月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成29年3月31日より施行されました。この改正により、本市の条例を改正する必要が生じました。

(2) 条例改正にあたっての基準省令の扱い

基準省令に定められている基準は「従うべき基準」とされており、国の基準と異なる内容を定めることは基本的にできないとされています。

(3) 基準省令の主な改正内容

地域包括支援センターの職員である主任介護支援専門員の基準を、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者で当該研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに当該経過するまでの間に同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した者とす

意見の提出方法

1 提出期間 平成29年（2017年）7月10日（月）から7月31日（月）まで

2 あて先 福祉部高齢福祉課総合相談係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・福祉部高齢福祉課（横須賀市役所分館2階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 福祉部高齢福祉課

（3）ファクシミリ

046-827-3398

（4）電子メール

ew-wd@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。